

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
新型コロナウイルス感染症対策調整会議（第1回）

〔 日時：令和2年9月4日(金) 17:00～18:00 〕
〔 場所：総理大臣官邸2階 大ホール 〕

議 事 次 第

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 東京大会への参加者のカテゴリーとジャーニー（行程）について
- (2) 東京都の新型コロナウイルス感染症への対応について
- (3) 新型コロナウイルス感染症への対応状況について
- (4) 有識者からの意見等
- (5) 今後の進め方

3. 閉 会

<配布資料>

資料1 コロナ対策検討にあたっての論点(大会組織委員会)

資料2 東京都の新型コロナウイルス感染症への対応について(東京都)

資料3-1 新型コロナウイルス感染症の現状と対策

資料3-2 主要国・地域の防疫措置の現状

資料3-3 国際的な人の往来再開

資料3-4 国内及び海外におけるイベント開催制限の段階的緩和

資料3-5 国内外のスポーツ大会における対応

資料4 今後の進め方について

参考資料 東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議の開催について

コロナ対策検討にあたっての論点（暫定版）

資料 1

		予防的観点				事態対応			
出国・入国 (外国人対象)	大会前後 (事前キャンプ 等)	移動・行動ルール	選手村・宿泊 チェック	競技会場 ・非競技会場	感染者発見時	疫学調査等	治療・療養等	情報共有等	
		検査の実施（手法・タイミング・頻度・実施体制（ワークチン）等）							
	オリンピック	<ul style="list-style-type: none"> 外出制限、公共交通機関の利用等の行動ルール 事前キャンプへの交通手段等 	<ul style="list-style-type: none"> 入村時、その後の体調チェック 行動規範（食事等の日常生活活動・外出等） 動線管理 設備系対策（清掃等） 選手村外宿泊の扱い等 	<ul style="list-style-type: none"> 入場時の体調チェック 動線管理 競技別対策（オリンピック・パラリンピック）等 	<ul style="list-style-type: none"> 選手の扱い チームの扱い 競技運営ルールの扱い ペニユ、選手村の扱い 保健所等の機能の確保・強化 感染等に係る個人情報等の扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 行動履歴の把握アプリの扱い 濃厚接触者等の扱い 	<ul style="list-style-type: none"> 検査、治療、療養体制 病床、医師、看護師、保健師の確保 無症状者の扱い等 	<ul style="list-style-type: none"> 国、都、組織委、地元自治体、IOC/IPC、NOC/NPC、IF等 	
	パラリンピック								
アスリート (審判・コーチ等)		<ul style="list-style-type: none"> 事前キャンプに関する再検討 地元自治体との関係等 							
大会関係者 (VIP、IOC/IPC等、メディア、ボランティア、職員、コントラクター等)	アスリート等と接触	<ul style="list-style-type: none"> 公共交通機関の利用、外出制限等の行動ルール等 	<ul style="list-style-type: none"> 体調チェック、検査の実施 宿泊場所のクレンジング等 	<ul style="list-style-type: none"> 体調チェック、検査の実施 動線管理 	同上の論点				
	アスリート等と非接触	<ul style="list-style-type: none"> 行動ルール等 	<ul style="list-style-type: none"> ※指定ホテルのケース、一般宿泊のケース 	<ul style="list-style-type: none"> 体調チェック等、動線管理等 	今後検討				
観客 (国内・海外)	同上の論点	<ul style="list-style-type: none"> 行動ルール等 	<ul style="list-style-type: none"> ※一般宿泊 	<ul style="list-style-type: none"> 観戦ルール（座席の扱いを含む）等 	今後検討				

(注1) 上記論点は、検討の進捗に伴い、加除が行われることを想定。

(注2) 上記以外にも、聖火リレー、ライブサイト、ライブサイト、その他横断の論点がある。

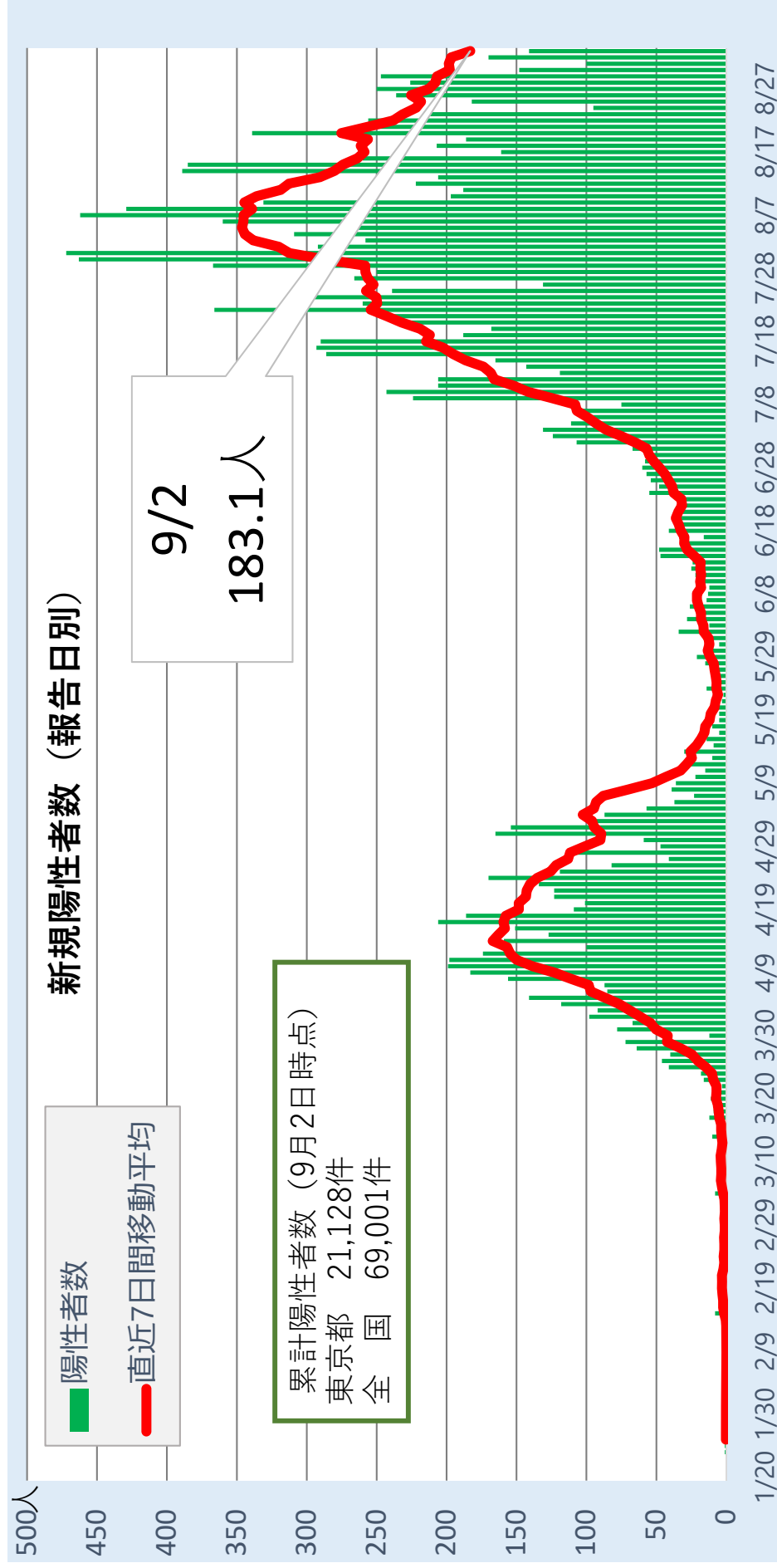
東京都の新型コロナウイルス感染症への対応について

資料 2

1 都内の感染状況

(専門家意見)

- ・新規陽性者数の7日間平均は減少しているもの、依然高い水準で推移している。
- ・現在は、第一波（3月1日から5月25日の緊急事態宣言解除までと設定）のような大規模なクラスターの発生がみられていない。院内感染の拡大防止対策が功を奏していると考えられる。
- ・PCR検査の増加による陽性者の早期発見と感染拡大防止、都民の協力、業種別ガイドラインの徹底等、様々な取組が進んでおり、引き続き、これらの対策や取組を維持する必要がある。



(注)集団感染発生や曜日による件数のばらつきにより、日々の結果が変動するため、ばらつきを平準化し、全体の傾向を見る趣旨から、過去7日間の移動平均値を陽性者数として算出

2 都における検査・医療等の体制の整備状況

検査体制の拡充、症状に応じた医療体制の確保、患者情報や感染状況の的確な把握等ができる体制を整備

	迅速に検査を受けられる体制の充実
検査	<ul style="list-style-type: none">・都内全域で検査体制を拡充（令和2年8月末現在）<ul style="list-style-type: none">・新型コロナウイルス外来（109か所） ・唾液によるPCR検査実施診療所（953か所）・PCRセンター（35か所）・都内全体での検査処理能力の向上 検査処理可能件数を10月までに1万件/日まで向上（新たな検査機器導入支援など）

	これまでの都の取組を検証し、症状に応じた医療提供体制を整備
医療	<ul style="list-style-type: none">・発生状況に応じて病床を確保 【レベル1】 1,000床（うち重症100床） 【レベル2】 3,000床（同 300床） 【レベル3】 4,000床（同 500床） 【8月末現在】 2,600床（同 150床）・患者の重症度や特性に応じた受入体制の強化 [重症度] 重篤・重症・中等症用病床 [患者特性] 認知症、小児、周産期、精神、透析等 ・重点的に患者を受け入れる感染症入院重点医療機関を指定 ・中等症患者を中心に受け入れる感染症専用医療機関を整備 ・軽症者等用の宿泊療養施設を確保 【8月末現在】 3,000室 ・院内等感染防止対策 医療機関における感染症対策人材の育成・確保、環境整備支援等 ※医療人材・空床・宿泊療養施設確保等の国の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業を活用

	患者情報等の的確な把握など
患者情報・感染状況	<ul style="list-style-type: none">・都と保健所の一体的な取組による情報管理・患者支援機能の強化<保健所支援拠点の設置>・接触確認アプリの活用等による接触状況の把握<新型コロナ見守りサービス等の提供>・効果的な感染症対策を一体的に担う常設の「司令塔機能」を設置

3 都民・事業者への協力の呼びかけ

感染拡大防止に向けて、都民・事業者に協力を呼びかけ

都民の皆様へのお願い

家庭内感染防止のために

- 外出する際、感染防止策を万全に
- 帰宅したら、すぐに手洗い・消毒を
- タオル・コップなど日用品を別に

会食時の注意事項

- 「長時間」の飲食・飲酒
- 「大声」「至近距離」での会話は避けて

「新しい日常」のマナー

事業者の皆様へのお願い

感染防止徹底宣言



- チェック項目に入力の上、必ずステッカー掲示を
- 掲示後も、継続的な点検を

4 東京2020大会に向けた新型コロナウイルス感染症対策について

安全・安心な大会の開催に向けて、国、組織委員会、都などが連携して取り組むべき対策例

- 海外から訪れる選手や大会関係者、観客等の入国、滞在、出国を通じた出入国管理等、水際対策
- 来訪者に対する相談、受診、検査、治療、療養体制や訪日外国人への対応など感染拡大防御策
- 大会時及び大会前後に必要な医療機関及び保健所等の機能の確保・強化
- 接触情報等を確実に把握する方策
- 正しい情報発信・情報提供
公共空間における新しい日常のマナーやルールの周知等
- 上記を実現するために必要な措置

厚生労働省資料

令和2年9月4日

厚生労働省

新型コロナウイルス感染症の発生状況

【国内事例】 括弧内は前日比

※令和2年9月3日24時時点

	PCR検査 実施人数(※3)	陽性者数	入院治療等を要する者		退院又は療養解除と なった者の数	死亡者数	確認中(※4)
			うち重症者				
国内事例(※1,※5) (チャーター便帰国 者を除く)	1,387,330 (+22,991)※2	69,450 (+656)※2	214 (-4)※6	8,363 (-241)	59,720 (+893)	1,329 (+11)	88 (+4)
空港検疫	172,346 (+1,293)	803 (+4)	0	120 (+4)	682	1	0
チャーター便 帰国者事例	829	15	0	0	15	0	0
合計	1,560,505 (+24,284)※2	70,268 (+660)※2	214 (-4)※6	8,483 (-237)	60,417 (+893)	1,330 (+11)	88 (+4)

- ※1 チャーター便を除く国内事例については、令和2年5月8日公表分から、データソースを従来の厚生労働省が把握した個票を積み上げたものから、各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げたものに変更した。
- ※2 新規陽性者数は、各自治体がプレスリリースしている個別の事例数(再陽性例を含む)を積み上げて算出したものであり、前日の総数からの増減とは異なる場合がある。
- ※3 一部自治体については件数を計上しているため、実際の人数より過大となっている。件数ベースでウェブ掲載している自治体については、前日比の算出にあたって件数ベースの差分としている。前日の検査実施人数が確認できない場合については最終公表時点の数値との差分を計上している。
- ※4 PCR検査陽性者数から入院治療等を要する者の数、退院又は療養解除となった者の数、死亡者の数を減じて厚生労働省において算出したもの。なお、療養解除後に再入院した者を陽性者数として改めて計上していない県があるため、合計は一致しない。
- ※5 国内事例には、空港検疫にて陽性が確認された事例を国内事例としても公表している自治体の当該事例数は含まれていない。
- ※6 東京都、滋賀県、京都府、福岡県及び沖縄県の重症者数については、都府県独自の基準に則って発表された数値を用いて計算しており、集中治療室(ICU)等での管理が必要な患者は含まれていない。

【上陸前事例】括弧内は前日比

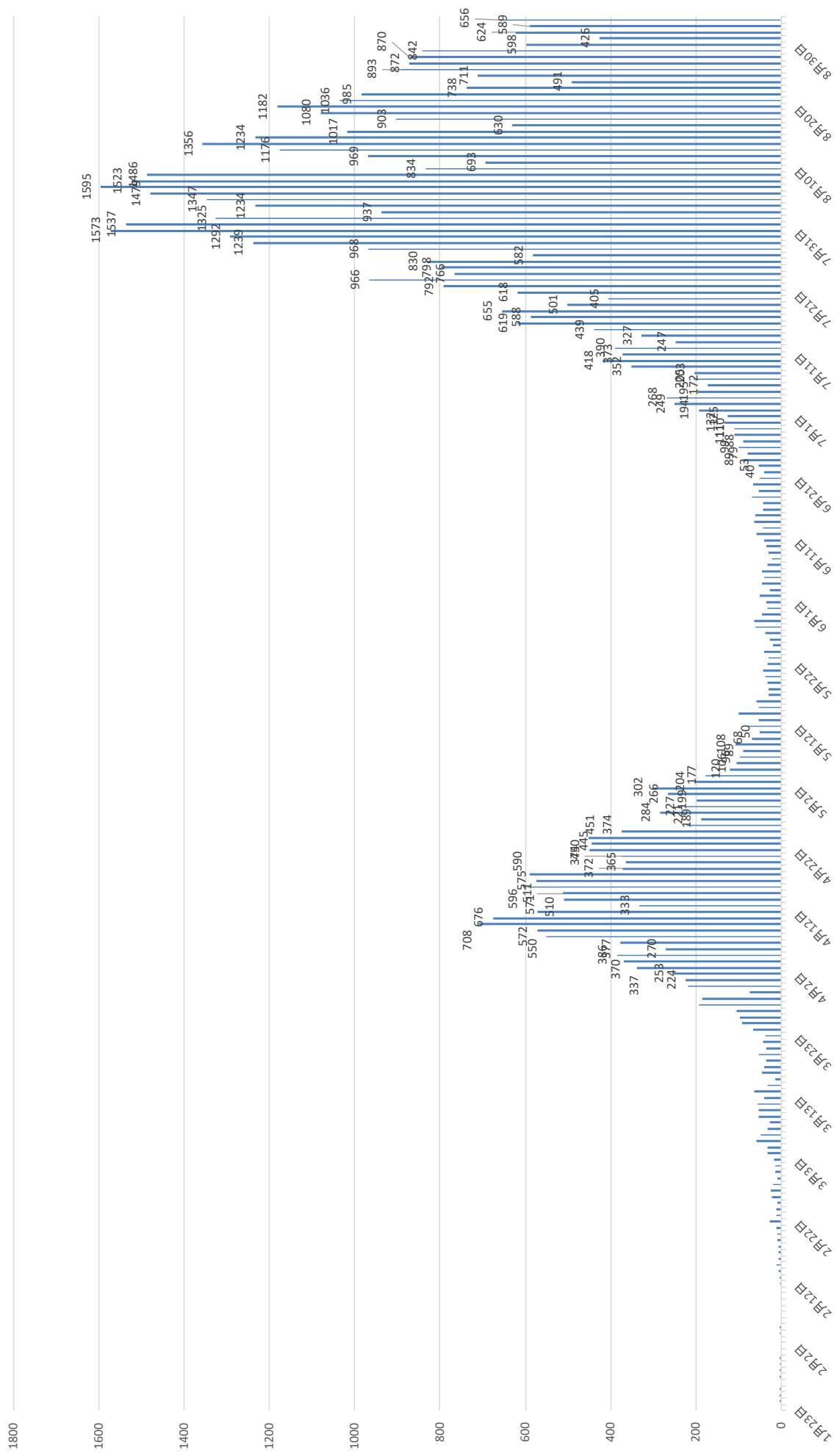
	PCR検査陽性者 ※【 】は無症状病原体保有者数	退院等している者	人工呼吸器又は集中治療室 に入院している者 ※4	死亡者
クルーズ船事例 (水際対策で確認) (3,711人) ※1	712※2 (331)	659※3	0※6	13※5

- ※1 那覇港出港時点の人数。うち日本国籍の者1,341人
- ※2 船会社の医療スタッフとして途中乗船し、PCR陽性となった1名は含めず、チャーター便で帰国した40名を含む。国内事例同様入院後に有症状となった者は無症状病原
体保有者数から除いている。
- ※3 退院等している者659名のうち有症状364名、無症状295名。チャーター便で帰国した者を除く。
- ※4 37名が重症から軽～中等症へ改善(うち37名は退院)
- ※5 この他にチャーター便で帰国後、3月1日に死亡したとオーストラリア政府が発表した1名がいる。
- ※6 新型コロナウイルス関連疾患が軽快後、他疾患により重症の者が1名いる。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年9月3日24時時点

報告日別新規陽性者数



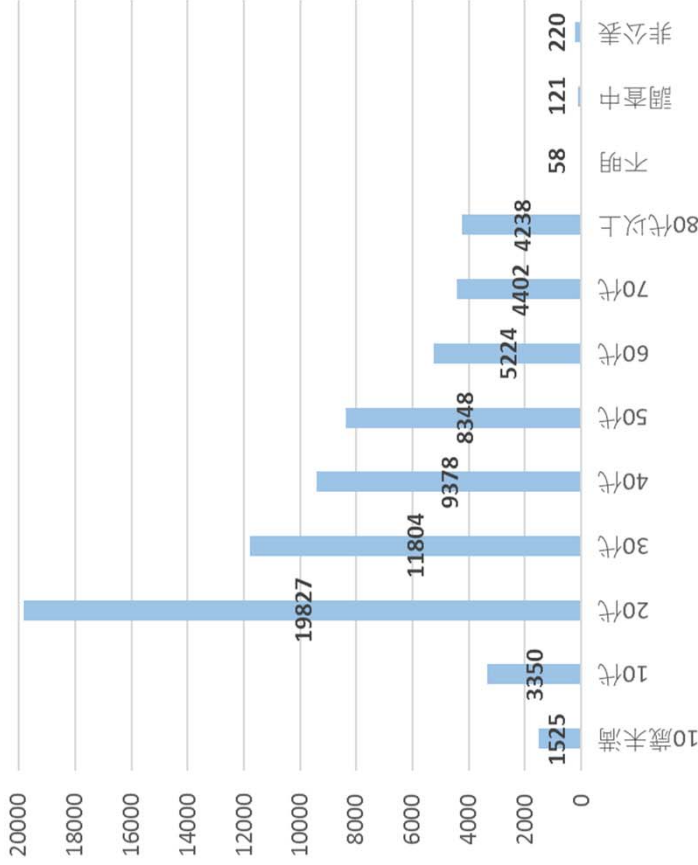
※1 都道府県から数日分まとめて国に報告された場合には、本来の報告日別に過去に遡って計上している。なお、重複事例の有無等の数値の精査を行っている。
 ※2 5月10日まで報告がなかった東京都の症例については、確定日に報告があったものとして追加した。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年9月2日18時時点

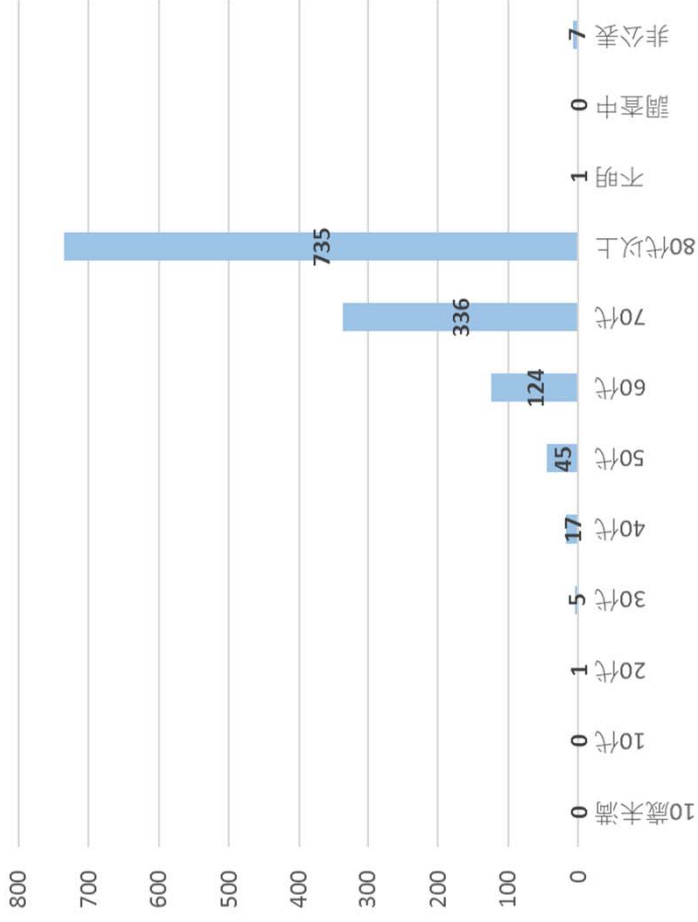
年齢階級別陽性者数

※累計陽性者数



年齢階級別死亡数

※9月2日時点で死亡が確認されている者の数



重症者割合(%)

年齢階級	重症者割合(%)
10歳未満	0.0
10代	0.0
20代	0.2
30代	0.1
40代	0.8
50代	2.0
60代	5.0
70代	7.1
80代以上	3.3
全体	1.9

【重症者割合】

年齢階級別にみた重症者数の入院治療等を要する者に対する割合

死亡率(%)

年齢階級	死亡率(%)
10歳未満	0.0
10代	0.0
20代	0.0
30代	0.0
40代	0.2
50代	0.5
60代	2.4
70代	7.6
80代以上	17.3
全体	1.9

【死亡率】

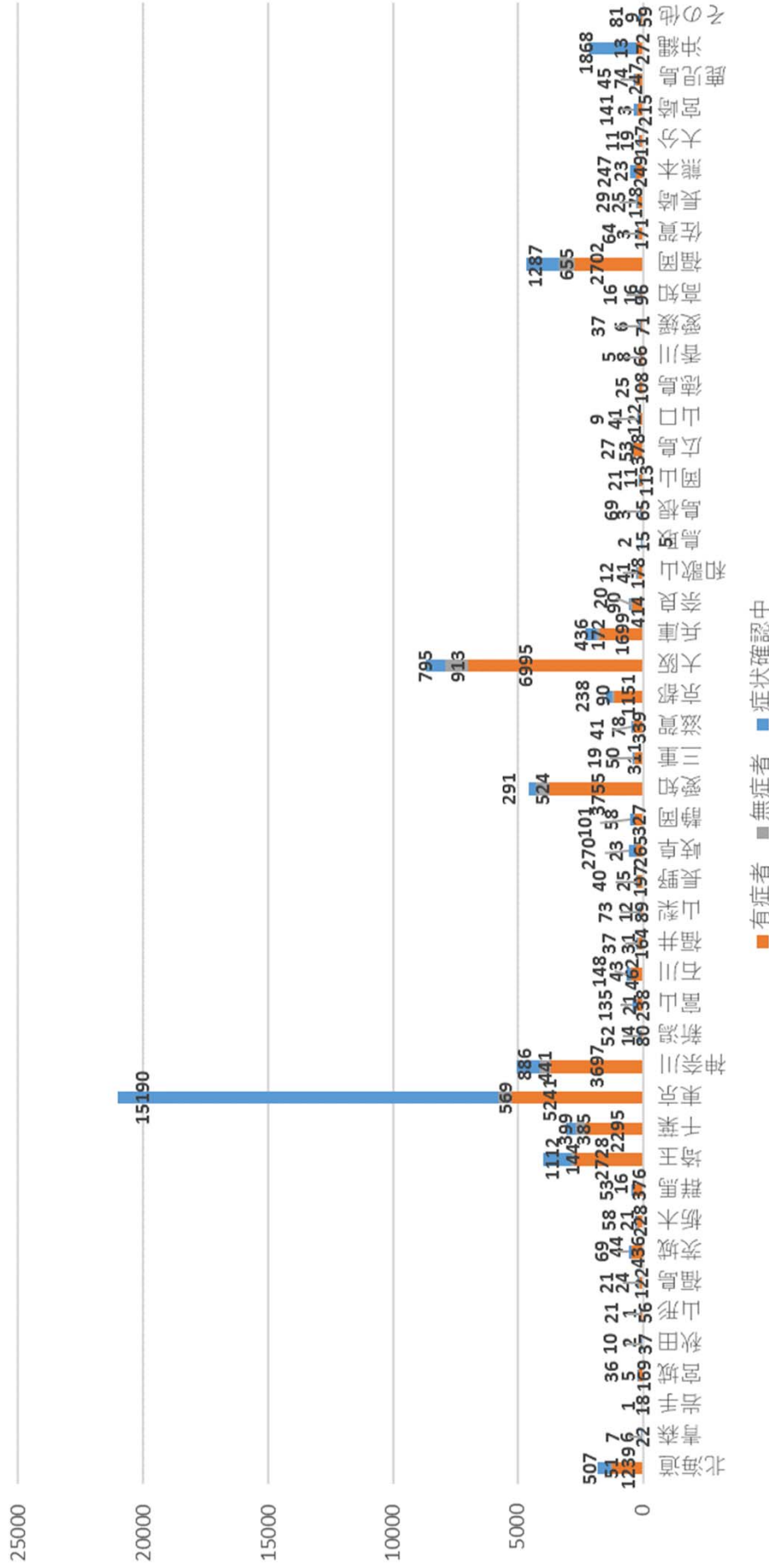
年齢階級別にみた死亡者数の陽性者数に対する割合

注：これらの分析は年齢階級や入院退院の状況など陽性者の個別の状況について、都道府県等から当省が情報を得られたものを集計しており、総数は現在当省HPで公表されている各自自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げた陽性者数・死亡者数・重症者数とは一致しない。

新型コロナウイルス感染症の国内発生動向

令和2年9月2日18時時点

都道府県別人数



※重症から軽～中等症になった者 348名(+41名) (8月26日との比較)
 ※日本国籍が確認されている者 11,687名(+269名)、
 外国籍が確認されている者 542名(+35名) (8月26日との比較)
 ※その他は、長崎県のクルーズ船における陽性者数

注：厚生労働省が把握した個票の積み上げに基づき作成しており、再陽性者については、新たな発症として集計しているため、総数は現在当省HPで公表されている各自治体がウェブサイトで公表している数等を積み上げた陽性者数とは一致しない。

次の波に備えた対応について

検査体制	<ul style="list-style-type: none">○ ①検査が必要な者に対するより迅速かつスムーズな検査、②感染拡大を防止する必要がある場合に広く検査の観点から、検査体制を戦略的に強化。○ ①検査能力の増強②検査のアクセス向上③地域の感染状況を踏まえた幅広い検査④院内・施設内感染対策の強化⑤新技術の積極的な導入の5つの戦略の柱を立て、対策に取り組む。
保健所機能	<ul style="list-style-type: none">○ これまでの取組で浮き彫りになった課題（人材の確保・育成、患者情報や感染状況の的確な把握など）を踏まえ、保健所の即応体制を整備。○ 国が示した指針に基づき、都道府県が管内の保健所設置市等と連携して計画を策定し、7月末には即応体制を構築・保持。業務に必要となる専門性等を踏まえたメリハリのある配置がなされていることを確認済。（8月28日に取りまとめ公表）
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none">○ 他の疾患等にかかる医療の確保との両立を念頭に、新たな患者推計に基づく感染拡大のフェーズに応じた病床確保等の実施。○ 国が示した指針に基づき、都道府県が病床確保計画を策定し、同計画に基づき体制整備。国において進捗管理を実施中。○ マスク等医療物資について第2次補正予算等を活用し必要量確保に取り組む。○ 第2次補正予算等を活用して医療機関に対する経営支援に取り組む。
水際対策	<ul style="list-style-type: none">○ 入管法に基づく入国拒否、入国者へのウイルス検査の実施等の水際対策を当分の間、継続。○ 感染拡大防止と両立する形での国際的な人の往來の部分的・段階的再開に向けて、入国時の検査能力・体制を拡充。
ワクチン・治療薬	<ul style="list-style-type: none">○ 第1次補正予算、第2次補正予算等を活用し、ワクチンや治療薬の研究開発の支援やワクチンの接種体制の確保に取り組む。

新型コロナウイルス感染症に関する今後の取組

令和2年8月28日
新型コロナウイルス感染症対策本部

- 4月に緊急事態宣言を発し、感染状況は改善したが、社会経済活動全般に大きな影響
- 感染者のうち、8割の者は他の人に感染させしていない。また、8割は軽症又は無症状のまま治癒するが、2割で肺炎症状が増悪。一方、若年層では重症化割合が低く、65歳以上の高齢者や基礎疾患を有する者で重症化リスクが高いことが判明
- これまで得られた新たな知見等を踏まえれば、ハイリスクの「場」やリスクの態様に応じたメリハリの効いた対策を講じることによって、重症者や死亡者をできる限り抑制しつつ、社会経済活動を継続することが可能
- こうした考え方の下、重症化するリスクが高い高齢者や基礎疾患がある者への感染防止を徹底するとともに、医療資源を重症者に重点化。また、季節性インフルエンザの流行期に備え、検査体制、医療提供体制を確保・拡充
⇒ 感染防止と社会経済活動との両立にしっかりと道筋をつける

1. 感染症法における入院勧告等の権限の運用の見直し

- ・軽症者や無症状者について宿泊療養(適切な者は自宅療養)での対応を徹底し、医療資源を重症者に重点化。感染症法における権限の運用について、政令改正も含め、柔軟に見直し

2. 検査体制の抜本的な拡充

- ・季節性インフルエンザ流行期に対応した地域の医療機関での簡易・迅速な検査体制構築。抗原簡易キットを大幅拡充(20万件/日程度)
- ・感染拡大地域等において、その期間、医療機関や高齢者施設等に勤務する者全員を対象とする一斉・定期的な検査の実施
- ・市区町村で一定の高齢者等の希望により検査を行う場合の国の支援
- ・本人等の希望による検査ニーズに対応できる環境整備

3. 医療提供体制の確保

- ・患者の病床・宿泊療養施設の確保のための10月以降の予算確保
- ・患者を受け入れる医療機関の安定経営を確保するための更なる支援
- ・地域の医療提供体制を維持・確保するための取組み・支援を進め、季節性インフルエンザ流行期に備え、かかりつけ医等に相談・受診できる体制の整備
- ・病床がひっ迫した都道府県に対する他都道府県や自衛隊の支援

4. 治療薬、ワクチン

- ・治療薬の供給を確保、治療薬の研究開発に対する支援
- ・全国民に提供できる数量のワクチンの確保(令和3年前半まで)
- ・身近な地域での接種体制や健康被害救済措置の確保等
- ・健康被害の賠償による製造販売業者等の損失を国が補償できる法的措置

5. 保健所体制の整備

- ・自治体間の保健師等の応援派遣スキームの構築
- ・都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンクの創設
- ・保健所等の恒常的な人員体制強化に向けた財政措置

6. 感染症危機管理体制の整備

- ・国立感染症研究所及び国立国際医療研究センターの連携による、感染症の感染力・重篤性等を迅速に評価・情報発信できる仕組みの整備
- ・実地疫学専門家の育成・登録による感染症危機管理時に国の要請で迅速に派遣できる仕組みの構築

7. 国際的な人の往来に係る検査能力・体制の拡充

- ・入国時の検査について成田・羽田・関西空港における1万人超の検査能力を確保(9月)



米国

※中国(香港・マカオ以外)、イラン、欧州(シエンゲン領域)、英国、アイルランド、ブラジルに過去14日間に滞在歴のある外国人の入国を拒否。

- 入国時等に**PCR検査**は求められない。
- 旅行健康情報がレベル3(不要な渡航延期勧告)の国(日本含む)からの入国者には、**自宅等で14日間の自己隔離を要請**。
(※)アラスカ州、北マリアナ諸島、グアム及びハワイ州では、州(島)外からの全渡航者に対して、14日間の自己隔離を**義務付け**(隔離費用は私費負担)。他方、一定の条件(到着前の「陰性証明書」取得等)を満たすことで**隔離期間の短縮**が認められる。



英国

※入国後の行動制限はあるが、外国人の入国そのものに対する制限措置は講じていない。

- 入国時等に**PCR検査**は求められない(出国前検査も不要)。
- 英国**到着**の48時間前までに、滞在予定、滞在場所、連絡先等をオンラインで登録し、入国時に登録済みフォームを**要提示**。滞在情報を提供しない者には100ポンドの罰金が科せられる可能性があり、非英国籍者の場合は入国が拒否される可能性もある。さらに、正確な連絡先を知らせなかったり、自主隔離場所を移る場合に連絡先を更新しなかったりした場合は、最高3,200ポンドの罰金が科せられる(金額はイングランドの場合)。
- 原則、事前に申告した滞在場所において**14日間の自己隔離を義務付け**(隔離費用は私費負担。医療従事者、トランジット目的の乗継客等を除く)。自己隔離をしない違反者に対しては、1,000ポンドの罰金が科せられる(金額はイングランドの場合)。ただし、**日本を含む52か国・地域(※1)**から、**イングランド**に到着する者は、過去14日間に右以外の国・地域に滞在していない場合には、**14日間の自己隔離が不要**となる。

①(※1)日本、香港、台湾、韓国、独、伊を含む。米国、カナダ、中国、仏等は含まれない。



カナダ

※米国を除く各国からの外国人の入国を9月30日まで原則禁止。米国との間では、9月21日まで不要不急の移動を制限。

- 例外的に入国する全渡航者に対して、入国時等に**PCR検査**は求められない。
- **14日間の自己隔離を義務付け**(隔離費用は原則私費負担)。また、入国者が信頼できる自己隔離計画を示さない場合には、カナダ公衆衛生庁が指定する施設で自己隔離を行う**必要**がある(違反者に対する罰則有り)。
- その他防疫措置として、①カナダの空港に離発着する全ての航空便搭乗者に空港内での非医療用マスク着用の**義務化**、②入国後の自己隔離場所までの移動時のマスク等着用の**義務化**、③65歳以上の高齢者や基礎疾患がある者等との**接触禁止**(罰則有り)等が講じられている。



豪州

※豪州人、豪州永住者及びその直近の家族並びに同国在住のニュージーランド人を除き、全ての外国人の入国を禁止(個別事情に基づく例外有り)。

- 出国前検査は要しない。
- 全入国者に対して、**入国後14日間の自己隔離を義務付け**(私費負担、到着した空港・港近郊の指定された施設(自宅不可))。**強制隔離期間の開**
始後48時間以内と10~12日目にPCR検査を要受診(計2回)(原則として、公費負担)。
- **濃厚接触追跡アプリの導入が推奨**されているが、**義務ではない**(日本の接触確認アプリ(COCCA)同様にBluetoothを使用し、スマートフォンを通じて他者との接触を記録するもの。位置情報は記録されない)。

(※)入国禁止措置の適用除外を申請する際に過去14日間の滞在歴の申告や豪州に入国しなくてはならない理由(compelling or compassionate reason)を示す資料等の提出が必要。

主要国・地域の防疫措置の現状②



欧州連合

欧州連合(EU)は、7月1日以降のEU及びシェンゲン域外からの入域制限措置緩和の対象となる第三国のリストを発表。同リストは、7月16日、30日及び8月7日に更新され、現在は11か国(※)が対象(7月1日時点では15か国が対象)。なお、国境管理は加盟国の権限となるため、同リストは法的拘束力のない勧告であり、最終的な決定及び実施は各加盟国に委ねられる。

(※)日本、中国(注:相互主義の確認が条件)、韓国、タイ、オーストラリア、ニュージーランド、ジョージア、チュニジア、ルワンダ、カナダ、ウルグアイ



フランス

※EU・シェンゲン協定加盟国及び英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン並びにEU理事会勧告を踏まえた10か国(EUのリストから中国を除く)以外の外国人の入国は原則不可。

- 入国時にPCR検査は求められない。
- EU・シェンゲン協定加盟国及び英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン並びにEU理事会勧告を踏まえた10か国(EUのリストから中国を除く)からの入国者には、入国後14日間の自己隔離は原則不要。
- 仏人や仏長期滞在者については、EU・シェンゲン協定加盟国及び英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン並びにEU理事会勧告を踏まえた10か国(EUのリストから中国を除く)以外の国からの入国についても次の条件をクリアすれば入国を認めている。米、国、バーレーン、アブダビ、パナマからの11歳以上の渡航者は、搭乗前72時間以内に発行されたPCR検査の陰性証明書を提出。新型コロナウイルスが蔓延しているとされる約30か国(主に中東、中南米、東欧の国)からの11歳以上の渡航者はPCR検査の検査証明を提出、もしくは、出発前に自国で検査できない場合には、仏空港到着後にPCR検査を受検。その他の国からの渡航者には、入国後14日間の自己隔離及び入国時の自己申告書(新型コロナウイルス感染症の症状がない旨の宣誓書)の携行が必要。



ドイツ

※非EU市民、非EFTA市民、非英国市民及びEU理事会勧告を踏まえた7か国(タイ、豪州、NZ、ジョージア、チュニジア、カナダ、ウルグアイ)以外からの外国人の入国は原則不可。

- ドイツ入国前14日以内にロベルト・コッホ研究所が公表するリスク国・地域(日本は含まれない。)に滞在歴がある場合、14日間の隔離義務及びPCR検査義務あり(検査費用は無料)。
- ドイツ入国前48時間以内にロベルト・コッホ研究所が承認する国・地域の検査機関で実施した検査結果(陰性証明)を提示できる場合、入国後の検査義務は免除。
- なお、検査の結果陰性であることが確認された場合に14日間の隔離措置が免除されるか否か等、具体的な措置は各州により異なる(ベルリン州及び多くの州においては、陰性であることが確認されれば隔離措置は免除)。可能な限り10月1日からは、連邦全体として、入国後4日間は必ず隔離義務に服し、5日目以降の検査によって隔離を終了することができることとする予定。
- その他、リスク国・地域からの入国・帰国者は、到着後1日以内に所在追跡票を管轄の保健局に提出しなければならない。



イタリア

※EU・シェンゲン協定加盟国、英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン及びEU理事会勧告を踏まえた10か国(内訳は仏と同じ)以外の国・地域への移動及び当該国・地域に直近14日間滞在又は乗り換えをした者の伊への入国及び乗り換えは禁止。

- イタリア入国に先立つ14日間に、クロアチア、ギリシャ、マルタ、スペインに滞在又は乗り換えを行った者に対し、イタリア入国72時間以内実施したPCR検査において陰性を証明すること等を義務付け。入国時のPCR検査は求められない。
- EU・シェンゲン協定加盟国、英国、アンドラ、モナコ、サンマリノ、バチカン以外の入国を認められた国から入国する者には、引き続き、入国後14日間の自己隔離を義務付け(隔離費用は私費負担)。ただし、「文書により証明される業務上の理由」がある場合には、症状が無いこと等を条件に、自己隔離義務から免除。

主要国・地域の防疫措置の現状③

中国



※査証免除・無査証入国を制限しているが、外国人の入国を一律に禁止はしていない。

- 航空機搭乗前5日以内に発行されたPCR検査の陰性証明書をもちて中国の在外公館に健康状況声明書の発出を申請する必要（本邦発フライトの乗客には未だ必要とされていないが、条件が整い次第、実施される予定。）
- 入国時、到着空港所在省・市の措置に従い、原則としてPCR検査受診を義務付け（検査費用は、公費負担）。同様に、所在省・市の定めに従い、原則として入国後14日間の自己隔離の義務付け（隔離費用は私費負担）。
- 各地方政府が住民及び訪問者に対して「通行証」としてスマートフォンアプリの取得を要請。

韓国



※査証免除・無査証入国を制限しているが、外国人の入国を一律に禁止はしていない。

- 全ての国を対象として、査証申請時に医療機関発行の診断書（査証申請日から48時間以内に医療機関で検査を受け発行されたものであり、新型コロナウイルス感染症に係る症状の有無が記載されているもの）を提出する必要あり（出国前検査の必要は無し）。診断書の提出に加え、査証申請の審査時に健康状態に係るインタビューがなされる。
- 全ての入国者は、入国時又は入国後3日以内のPCR検査が義務付け（検査費用は、公費負担）。
- 全ての韓国人・外国人を対象に14日間の自己隔離を義務付け（隔離費用は私費負担）。韓国国内に滞在できる場所がない場合や自宅での隔離が困難な場合、指定の施設での隔離となる（最大15万ウォン/日）。なお、韓国入国前に韓国大使館等で「隔離免除書」を事前に発行された場合（重要なビジネス上の目的、学術上の目的、その他公益又は人道上的目的等）やA1（外交）、A2（公務）、A3（協定）の査証保持者（隔離免除書は不要）は、隔離措置の例外。その際、空港で診断検査を実施してから検査結果が通知されるまで、臨時の施設で滞在（1泊2日以内、滞在費用は無料）。本人所有の携帯電話に「自己診断」アプリのインストールを義務付け。入国後14日間、症状の有無を入力したり、保健当局からの電話連絡を受けなければならない。

16

台湾

※6月29日から、一定の条件を満たせば、在外事務所の審査を経て「特別入国許可」を取得の上、入国可能。

- 入境にあたり、搭乗前3ワーキングデー以内のPCR検査陰性証明の取得が必要。
 - 入境後14日間の自己隔離を義務付け（隔離費用は私費負担）。他方、6月22日から、①台湾滞在日数が3か月以内、②ビジネス目的、③感染リスクが「低い」(※1)又は「やや低い」国・地域(※2)からの渡航者、④搭乗前14日以内に「低い」又は「やや低い」以外の国・地域渡航歴なし、⑤受入機関の証明書類、搭乗前3日以内のPCR陰性証明、訪台中の行程表及び防疫計画書を提出、⑥台湾でのPCR検査で陰性を確認すること等を条件として、入境後の隔離期間を短縮。
 - 6月29日以降、観光（一般的社会訪問(※3)を含む）を目的とする入国を除き、外国人の入国制限が段階的に緩和され、ビジネス目的、親族訪問、研修、国際会議や展覧会への出席、国際交流事業、ボランティア、布教活動、ワーキングホリデー、青少年交流、就学又は求職等の目的であれば、台湾の在外事務所に必要な書類を提出し、審査を経て「特別入国許可」を取得すれば、入境が可能（入境後は14日間の自己隔離）
- (※1) 感染リスクが「低い」国・地域： NZ、マカオ、パラオ、フィジー、ブルネイ、タイ、モンゴル、ブータン、ラオス、カンボジア、スリランカ、ナウル、東ティモール、モリシヤ
ス → 隔離期間5日間
(※2) 感染リスクが「やや低い」国・地域： マレーシア、シンガポール、ベトナム、ミャンマー → 隔離期間7日間
(※3) 友人訪問、結婚式参加、スポーツ試合観戦やコンサート鑑賞、慶祝・文化活動参加等、特定の受入機関や親族が台湾にない訪台を指す。

3

ロシア



※ロシア居住者、労働許可を所持し、高度技能を有する一部の外国人専門家等の例外を除き、外国人の入国は認められない。

- 入国時にPCR検査は求められない。
- 全ての外国人は、ロシアを目的地とした国際航空便に搭乗する際(トランジットを含む)、又は国境を通過する際、渡航直前の3日以内に受けたPCR検査の陰性証明書を所持することが必要(ロシア国籍者に対しては、帰国後3日以内の検査を義務付け。)
- 労働活動のためにロシアに到着する外国人については、14日間の自己隔離を義務付け(隔離費用は私費負担)。

ブラジル



※7月29日、陸路及び海路による全ての外国人に対する入国禁止措置を30日間延長。なお、空路で入国することは、ブラジルの法律に基づき、入国査証の携行を含め、各自の事情に即した入国要件に従うことを条件として、これを妨げるものではない。

- 出国前検査及び出入国時にPCR検査は求められない。
- ブラジルなど一部の州においては、明示的に自宅等で14日間の自己隔離を要請。
- 90日以内の短期滞在のために訪問する外国人旅客は、搭乗前に、航空会社に対し、ブラジル旅行中の全期間をカバーするブラジル国内で有効な保険(最低3万リアル(約60万円)まで医療費をカバーするもの)の加入証明書を提示しなければならない。提示しない場合には、衛生当局の指示に基づき、入管当局により、入国が禁止される。
- 入国禁止措置の有効期間中、サンパウロやリオデジャネイロ等の主要都市以外の空港を到着地とする国際便を一時的に禁止。

国際的な人の往来再開に向けた段階的措置（抄） 令和 2 年 6 月 18 日

…ビジネス上必要な人材等の出入国について例外的な枠を設置。現行の水際措置を維持した上で、追加的な防疫措置を条件とする仕組みを試行。各国・地域と協議・調整の上、準備が整い次第、順次実施。

1. 対象国・地域、対象者

- (1) 感染状況が落ち着いている入国拒否対象地域を対象国として協議・調整を開始（当面、ベトナム、タイ、豪州、ニュージーランドを想定。）…
- (2) ビジネス上必要な人材等（経営・管理、技術者、技能実習・特定技能など）を対象者とし、対象国毎に調整。

2. 追加的な防疫措置

現行の水際措置（PCR検査、公共交通機関不使用、14日間の自宅等待機）に加え、

- (1) 入国前のPCR検査証明や入国後14日間の位置情報の保存等の追加的な防疫措置を条件に、外国人の入国拒否対象地域からの例外的な入国を認める。
- (2) 日本人を含めた入国者が14日間の自宅等待機期間中のビジネス活動を望む場合には、更なる条件（「本邦活動計画書」（注）の提出等）の下で、行動制限を緩和。

（注）「本邦活動計画書」には、滞在場所、移動先等を記載

（※）現在、PCR検査のほか抗原定量検査も認められている。1

国際的な人の往来の再開等（抄）

令和2年7月22日

「国際的な人の往来再開に向けた段階的措置」（第38回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和2年6月18日））に関し、現行の水際措置（注2）を維持した上で、追加的な防疫措置（注3）を条件とする仕組みを以下のとおり追加的に試行。

（1）感染状況が落ち着いている以下の国・地域と協議・調整を開始。感染状況等を総合的に勘案し、準備が整い次第、順次実施。

カンボジア、シンガポール、韓国、中国、香港、マカオ、ブルネイ、マレーシア、ミャンマー、モンゴル、ラオス、台湾

（注2）PCR検査（入国拒否対象地域からの入国者）、公共交通機関不使用、14日間の自宅等待機

（注3）入国前の検査証明、入国後14日間の位置情報の保存等（14日間の自宅等待機期間中のビジネス活動を望む場合には、さらに「本邦活動計画書」（滞在場所、移動先等を記載）の提出等）

（※）現在、PCR検査のほか抗原定量検査も認められている。

ビジネストラック (イメージ図)

日本人ビジネストラック

日本	(例) 出国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 在京大使館にて査証等申請 ■ 相手国活動計画書の提出 ■ 14日間の健康モニタリング ■ 検査証明の取得

X国	(例) 入国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港での検査
	(例) 入国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間は活動計画書に基づき滞在先と勤務先の往復等に限定
日本	帰国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間の健康モニタリング

日本	帰国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港での検査 ■ 質問票（健康状態等）の提出 ■ 誓約書・本邦活動計画書の提出 ■ 接触確認アプリの導入等
日本	帰国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間の公共交通機関不使用 ■ 本邦活動計画書に基づき、14日間は自宅と勤務先の往復等に限定 ■ 14日間の健康フォローアップ ■ 14日間の位置情報の保存

相手国・地域により異なる

外国人ビジネストラック

X国	出国前
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 我が国在外公館にて査証等申請（誓約書・本邦活動計画書の提示を含む。） ■ 14日間の健康モニタリング ■ 検査証明の取得

日本	入国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 空港での検査 ■ 質問票（健康状態等）の提出 ■ 誓約書・本邦活動計画書の提出 ■ 検査証明の提出 ■ 接触確認アプリの導入等
日本	入国後
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 14日間の公共交通機関不使用 ■ 本邦活動計画書に基づき、14日間は滞在先と勤務先の往復等に限定 ■ 14日間の健康フォローアップ ■ 14日間の位置情報の保存

X国	帰国時
	<ul style="list-style-type: none"> ■ 相手国における防疫措置

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等避けるなど、**基本的な感染防止策**の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「**業種別ガイドライン**」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- **イベントの開催制限**については、**当面9月末まで、現在の収容要件及び人数上限を維持**することとし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- **各都道府県においては**、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について**適切に判断**。

時期	収容率	人数上限
5月25日～	屋内	100人
	屋外	200人
6月19日～	屋内	1000人
	屋外	1000人
7月10日～	屋内	5000人
	屋外	5000人
感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持	屋内	5000人
	屋外	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

海外におけるイベント開催制限の段階的緩和

2020年8月28日現在

国	概要
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> ○連邦政府と州政府の合意として、接触者の追跡や衛生規則が遵守できない大規模なイベントは10月末まで開催しない。 ○ベルリンにおいては屋内の1,000人を超えるイベント及び屋外の5,000人を超えるイベントは10/24まで禁止。
スペイン	<ul style="list-style-type: none"> ○屋外の1,000人以上のイベント等は8/31まで禁止。屋外の1,000人以下のイベント等は段階的に緩和。 ○屋内のイベントは、5/26から収容率30%以下。 ○8/14以降、大規模なイベントを開催する場合には、州の保健当局がリスクを評価したうえで開催の可否を決定。
スイス	<ul style="list-style-type: none"> ○06/22から屋内・屋外の1,000人以下のイベントが可。ただし、区分け等により接触最大人数を300人以下とする。コンサート会場等では1席空ける。 ○1,000人を超えるイベントは9/30まで禁止。
フランス	<ul style="list-style-type: none"> ○06/2から5,000人以下の屋外のイベントが可。7/11から5,000人以下の屋内イベントが可。(5,000人を超える屋内・屋外イベントは10月末まで不可。)
英国	<ul style="list-style-type: none"> ○06/1から無観客での文化イベント・国内スポーツイベントが可。10/1から観客を入れたスポーツイベントを予定。 ○07/11から屋外での社会的距離(1m以上)を確保した上、観客を入れたオペラ、ダンス、演劇、コンサート等が可。 ○08/15から屋内での演劇やコンサート等が可。社会的距離を維持できる範囲での観客数に制限。
韓国	<ul style="list-style-type: none"> ○プロ野球は(7/26から観客を許可していたが)8/16から再び無観客。
台湾	<ul style="list-style-type: none"> ○プロ野球イベントについて、5/15から2,000人以下、6/7から収容率40%以下。
豪州	<ul style="list-style-type: none"> ○06/12から屋内では4㎡に1人、屋外では収容率25%以下(40,000人以下の会場)または10,000人以下(40,000人以上の会場)。 ○シドニーでは、7/1から屋内の人数制限を廃止(4㎡に1人の規制のみ)。屋外では、7/16以降、屋外での20人を超える集会は不可。企業イベントは4㎡に1人または最大150人のどちらか少ない方。ただし、音楽祭やナイトクラブは引き続き禁止。

2020年9月4日時点

米国

〔一般的な措置〕

- 入国時等にPCR検査は求められない。
- 旅行健康情報がレベル3（不要な渡航延期勧告）の国（日本含む）からの入国者には、自宅等で14日間の自己隔離を要請。

〔アスリートへの特別措置〕 ※国土安全保障省HPより

- 入国拒否対象国であっても、「特定リーグ」が主催するプロスポーツイベントに出場する外国籍選手（必要不可欠なスタッフ、その扶養家族を含む）については、入国拒否を免除。

※特定リーグ：メジャーリーグ（野球）、NBA（バスケットボール）、テニスツアー（男女）、ゴルフツアー（男女）など

23 全米オープン（テニス）

○開催期間：2020年8月31日～9月13日 ※無観客開催

○会場：ニューヨーク州 USTAビリー・ジーン・キング・ナショナル・テニス・センター

○入国手続き

- ・男子プロテニス協会及び女子テニス協会は国土安全保障省に出場選手等のリストを提出するとともに、入国手続き円滑化のための招待状を選手等に提供。
- ・リストに記載のある選手・スタッフは入国拒否を免除。

○会場到着後

- ・宿泊施設到着後、用意された検査室でPCR検査を実施。※併せて抗体検査の受検も推奨（必須ではない）。
- ・1回目の検査結果がでるまで自室で待機（結果は24時間以内に判明）。
- ・陽性となった場合は直ちに隔離され、競技が開始していた場合は棄権となる。
- ・陰性結果が出た選手にクレデンシャル（証明書）が発行され、試合会場と滞在先との往来可。
- ・1回目の検査から48時間後に2回目のPCR検査を実施。
- ・3回目以降のPCR検査は4日ごと。ただし、抗体検査で陽性の場合には7日ごと。
- ・無許可で指定された範囲外に出た場合は、大会からの除外及び罰金による罰則あり。

世界的なスポーツ大会の水際措置について（英国）

2020年9月4日時点

英国

[一般的な措置]

○入国時等にPCR検査は求められない（出国前検査も不要）。

○海外からの入国者は14日間の自己隔離を義務付け

・英国到着の48時間前に滞在先・連絡先等をオンラインで登録し、入国時に登録済みフォームを要提示。

・日本、韓国、ドイツなど52か国・地域から到着する者は、14日間の自己隔離不要。※過去14日間に免除対象国以外の国・地域に滞在していた場合を除く。

[アスリートへの特別措置] ※デジタル・文化・メディア・スポーツ省HPより

○隔離免除対象国以外の国でも、「特定のスポーツイベント」に参加する選手、スタッフ、関係者、メディア等は下記の条件により隔離免除。

（ ・英国到着前に詳細な行動計画や大会参加の根拠書類の提出。

） ・入国後は大会会場や宿泊施設、トレーニング施設等の移動に制限。

※特定のスポーツイベント

F1、全英オープン（ゴルフ）、ロンドンマラソン、チャンピオンズリーグ（サッカー）、ATPツアー（テニス）、スーパーリーグ（ラグビー）、等

全英女子オープン（ゴルフ）

○開催期間：2020年8月20日～23日 ※無観客開催

○会場：スコットランド ロイヤルトウルーンGC

○会場到着後

・いずれの国から入国する選手、キャディ、スタッフ（※）も全員オフィシャルホテルでの宿泊を義務付け。

・原則、ホテルと大会会場のみの移動。

・空港、ホテル、大会会場の移動はレンタカーを使用し、個人移動。

※英国では一部の隔離免除対象国（日本含む）を除き、入国後14日間の自己隔離を義務付けているが、アスリートへの特別措置に基づき、同大会は上記の対応を実施。

国内プロスポーツの現状

2020年8月27日時点

競技団体名	再開日	観客の有無・上限	選手等を対象にした検査
Jリーグ (サッカー)	【J1】 2020年7月4日 【J2、J3】 2020年6月27日	【有】 上限5,000人または会場収容人数の50%のうち少ない方（無観客試合で再開。7月10日より有観客試合）	<ul style="list-style-type: none"> 再開に向けた事前のPCR検査を実施 再開後は、2週間に1回PCR検査を実施
プロ野球	2020年6月19日	【有】 上限5,000人または会場収容人数の50%のうち少ない方（無観客試合で再開。7月10日より有観客試合）	<ul style="list-style-type: none"> 開幕に向けた事前のPCR検査を実施 開幕後は月に1回PCR検査を実施
大相撲	【7月場所】 2020年7月19日（～8月2日）	【有】 約2,500人で実施 （会場収容人数の25%程度）	<ul style="list-style-type: none"> 力士や親方ら協会員を対象に抗体検査を実施
プロゴルフ	【女子】 2020年6月25日（～28日） （アース・モンダミンカップ） 【男子】 2020年9月3日（～6日） （フジサンケイクイクラシック）	【無観客】	<ul style="list-style-type: none"> 【女子】 選手・キャディ・スタッフ等を対象にPCR検査を実施 【男子】 選手・キャディ・スタッフ等を対象にPCR検査を実施予定
Bリーグ (バスケットボール)	2020年10月2日	【有】 上限5,000人または会場収容人数の50%のうち少ない方	<ul style="list-style-type: none"> 10月の開幕前から、2週間に1回程度、選手、スタッフ等を対象にPCR検査を実施していく予定

今後の進め方について(案)

1. 基本的考え方

来年の東京大会の開催にあたり、実効的な新型コロナウイルス感染症対策の検討・提示を行う。

国内外の感染状況やスポーツ大会の開催状況、感染対策等を踏まえつつ、アスリート等にとって安全・安心な大会運営の実現を図る。

2. 検討の進め方

アスリート、大会関係者、そして観客という3つのカテゴリーの順に、ジャーニー(行程)の場面(入国、輸送、会場等)ごとに、下記の課題等について検討する。

- ・ 諸外国の国際競技大会の往来等を踏まえた出入国に係る措置
- ・ 適切な検査等の実施、会場等における徹底した感染対策
- ・ アスリートとの接触の有無、状況等を踏まえた対応
- ・ 医療体制の確保等

3. 今後の予定

第1回 状況の確認、東京大会における対策の枠組み

第2回 アスリート等の入国管理、輸送等

第3回 選手村、競技会場等における感染対策等

第4回 大会関係者の感染対策、関係自治体における対応等

第5回 観客の感染対策、状況の再確認等

…

年内を目途に、中間整理を予定。

東京オリンピック・パラリンピック競技大会における
新型コロナウイルス感染症対策調整会議の開催について

令和 2 年 9 月 3 日
2020 年東京オリンピック・パラリンピック
競技大会関係府省庁連絡会議議長決定

1. 東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催における新型コロナウイルス感染症対策について総合的に検討、調整するため、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関係府省庁連絡会議の下に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議（以下「調整会議」という。）を開催する。
2. 調整会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。

議長	内閣官房副長官（事務）
議長代行	内閣官房副長官補（内政担当）
副議長	東京都副知事
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 事務総長
	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局長
	内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長
構成員	内閣官房内閣審議官（国家安全保障局）
	内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付）
	内閣官房東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会 推進本部事務局総括調整統括官
	内閣官房内閣審議官（新型コロナウイルス感染症対策推進室）
	出入国在留管理庁次長
	外務省東京オリンピック・パラリンピック要人接遇事務局長
	スポーツ庁次長
	厚生労働省健康局長
	経済産業省大臣官房総括審議官
	東京都総務局長
	東京都オリンピック・パラリンピック準備局長
	東京都福祉保健局長
	東京都福祉保健局健康危機管理担当局長
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会 ゲームズ・デリバリー・オフィサー
	公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会

チーフ・ファイナンシャル・オフィサー

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
大会運営局長

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
警備局長

公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会
輸送局長

公益財団法人日本オリンピック委員会専務理事

公益財団法人日本障がい者スポーツ協会日本パラリンピック委員会
委員長

アドバイザー 岡部 信彦 川崎市健康安全研究所長

齋藤 智也 国立保健医療科学院健康危機管理研究部長

3. 調整会議の庶務は、東京都及び公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会の協力を得て、内閣官房において処理する。
4. 前各項に定めるもののほか、調整会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。